

令和8年 町県民税申告について 大和町

町県民税の申告につきましては、毎年町民の皆様にご協力いただいておりますが、令和8年町県民税申告（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の所得）の時期となりました。

例年、申告会場が混雑し、町民の皆様が大変なご迷惑をおかけいたしておりますが、申告待ち時間の短縮のためにも、あなたの世帯員一人一人について申告会場に向く必要があるのか、それとも申立書（所得がなかったことの申立）だけで良いのか、下の図からご判断してください。

なお、申告等の必要があるのにこれを怠りますと、融資、児童手当、保育所入所申込、町営住宅入居申込等に必要所得証明や非課税証明等を発行できない等、皆様ご自身にとって不利益になることがありますのでご注意ください。

●わたしは申告をする必要があるの？

Q. 1 令和8年1月1日には、大和町に住民登録をしていましたか？

↓ はい

Q. 2 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に収入がありましたか？

↓ はい

Q. 3の1 それはどのような収入ですか？

給与所得者	勤務先において年末調整をされなかった人、又は年末調整に誤りがあった人	申告が必要です
	令和7年中で退職したこと等により、勤務先で年末調整を済まされていない人	申告が必要です
	給与の収入金額が2,000万円を超える人	申告が必要です
	2ヶ所以上から給与又は報酬をもらっている人	申告が必要です
	給与以外にもその他の所得がある人	申告が必要です
	医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受けようとする人	申告が必要です
年金等受給者	上記以外の給与所得者（年末調整を済まされた人）	申告の必要はありません
	●障害者年金だけの人 ●遺族年金だけの人 ●遺族恩給だけの人 ●失業保険だけの人 等	申告の必要はありませんが、申立書で年金の種類を具体的に報告願います
	令和7年中の収入が公的年金（国民年金・厚生年金・農業者年金・確定給付企業年金等）のみで、収入額が400万円以下の場合	原則的に申告の必要はありません
その他所得者	上記の人のうち配偶者控除、社会保険料控除、生命保険・地震保険料控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受けようとする場合	申告が必要です
	●営業等を営んでいる人 ●農業を営んでいる人 ●不動産所得のある人 ●一時所得や雑所得のある人	申告が必要です

Q. 3の2 どのように生活していましたか？

同じ世帯の誰かに扶養されていた人（家族と同居している学生も含みます）	申告の必要はありません
別世帯の誰かに扶養（援助）されていた人（家族と別居している学生も含みます）	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います
生活保護を受給している世帯の人	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います
失業中であった人	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います
病気療養中であった人	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います
単身赴任者からの仕送りで生活していた人	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います
その他の理由により収入が無かった人	申告の必要はありませんが、申立書で具体的に報告願います

《ご注意》

■に該当する人は町県民税の課税はされませんが、申立書による報告がない場合は未申告者とみなされます。また、国民健康保険加入者（擬制世帯主含む）が前年中の所得を申告していないと国民健康保険税の金額が正しく算定されない場合がありますので、申立書を提出願います。
申立書による報告の受付期間

2月2日(月)から3月16日(月)まで

《ご注意》

令和8年の申告において、以下の申告・相談は大和町の申告会場ではお受けできません。直接、税務署へご相談ください。

- 土地・建物の不動産譲渡所得の申告
- 上場株式や先物取引の譲渡所得の申告
- 上場株式などの配当所得に関する申告（総合・分離課税）
- 暗号資産取引による所得の申告

申告する必要がある人へ（申告の際お持ちいただくもの）

①納税者のマイナンバーカード（個人番号カード）または、納税者の通知カードの写し、及び運転免許証等写真付身分証明書

※ 健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は、2点以上の提示が必要です。

控除対象配偶者・扶養親族（町外居住者含む）、事業専従者については、マイナンバーカード等の書類の提示は不要ですが、申告書にマイナンバーを記載する必要がありますので、マイナンバーを控えてください。

②給与所得または年金所得のあった人は、源泉徴収票や支払者の証明書等

③事業所得（営業等、農業）、不動産所得等のある人は収支決算書又は記帳した帳簿、固定資産税課税明細書等

④次の領収書及び証明書（令和7年中に支払ったもの）

- (1) 生命保険料、地震保険料の証明書
- (2) 医療費控除の明細書
- (3) 国民年金・任意継続掛金の領収書
- (4) 寄附金（ふるさと納税等）の受領証明書（領収書）
- (5) その他支払った領収書

所得税の確定申告は、**自宅で作成しe-Tax(電子申告)や郵送等で提出できます！**

申告書作成会場は、**大変混雑し、長時間お待ちいただく**場合があります。

是非、**ご自宅での申告書作成に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」**をご利用ください。

国税庁ホームページ www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

検索

タブレット端末等をご使用の方はこちらから



申告日程は、裏面をご参照願います。

令和8年申告受付日程（2月5日～3月16日）

月 日	対 象 地 区		相 談 会 場
	午 前 (9時00分～11時30分)	午 後 (1時00分～3時30分)	
2月5日(木)	還付申告 (給与・年金・住宅ローンのみの方)		大和町役場3階
2月6日(金)	難 波・中 野	山 田 (宮床)	宮床基幹集落センター
2月9日(月)	新小路	向 原	
2月10日(火)	もみじヶ丘一丁目	杜の丘一丁目・荒 井	南部コミュニティセンター (ふれあいの杜)
2月12日(木)	もみじヶ丘二丁目	杜の丘二丁目・前河原・石倉	
2月13日(金)	もみじヶ丘三丁目	杜の丘三丁目・しあわせの杜	
2月16日(月)	反町中・反町下	峯・清 水	吉田コミュニティセンター
2月17日(火)	金取北・沢 渡	八志田・反町上	
2月18日(水)	麓 上・麓 下・金取南	午前のみの受付となります	
2月19日(木)	下 草・砂金沢	北 目	鶴巣防災センター
2月20日(金)	大 崎	鳥 屋・太 田	
2月24日(火)	幕 柳・山 田 (鶴巣)	大平上・小鶴沢	
2月25日(水)	大平中・大平下	午前のみの受付となります	
2月26日(木)	舞野上・舞野下	蒜 袋・相川上	落合ふるさとセンター
2月27日(金)	相川下・桧和田上	桧和田下・報恩寺	
3月2日(月)	三ヶ内上・三ヶ内下	松 坂・大 角	
3月3日(火)	志 田 町		大和町役場1階
3月4日(水)	柴 崎・中 町	高 田	
3月5日(木)	城内東	城内中	
3月6日(金)	上 町	下 町	
3月8日(日)	休日申告 (各地区で申告できない方)		
3月9日(月)	城内西		
3月10日(火)	吉岡南一丁目・三丁目		
3月11日(水)	吉岡南二丁目・吉岡まほろば二丁目		
3月12日(木)	予 備 日 (上記地区で申告できなかった方)		
3月13日(金)			
3月16日(月)			

※新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染拡大を予防するため、会場内でのマスクの着用及び手指の消毒にご協力をお願いします。なお、発熱等の症状があり体調のすぐれない方については、ご来場を控えていただきますようお願いいたします。

※午前及び午後の受付開始直後の時間帯は非常に混雑します。混雑を避けるため、上記**指定日以外**の地区の方については、午後2時30分以降にご来場いただきますようご協力をお願いします。

※申告相談と受付の時間は、次のとおりです。

午前…9時00分～11時30分 午後…1時00分～3時30分 （役場税務課窓口で申告はできません。）

休日申告日〈3月8日（日）〉、予備日〈3月12日（木）、13日（金）、16日（月）〉は混雑が予想されますので、ご了承願いますとともにできるだけ指定日での申告をお願いします。

※事業所得のある方（農業、不動産、営業等）につきましては、収支計算書または記帳した帳簿を必ずご持参願います。

申告相談の問い合わせは 大和町税務課 電話 345-1116